

令和4年第5回寄居町農業委員会総会議事録			
開催年月日	令和4年5月25日(水)		
開催場所	寄居町役場 全員協議会室		
開会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後1時30分
閉会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後2時 9分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	石 附 征 夫	出	11	吉 田 信 雄	出
2	梅 澤 功	出	12	坂 本 滋	出
3	新 井 徹	出		坂 本 廣 久	出
4	中 島 広 文	出		柴 崎 徹	欠
5	室 岡 重 雄	出		横 田 義 教	出
6	金 子 達	出		伊 藤 隆 夫	出
7	小 和 瀬 守	出		轟 和 男	出
8	福 島 隆 志	出		栗 原 功	出
9	戸 屋 政 春	出		矢 那 瀬 信 一 郎	出
10	中 島 英 樹	出		清 水 克 樹	出

議事参与者

職 員

次 長 清水周二  
 書 記 青木智史  
 書 記 権田貴大

事務局 議長	(起立・礼・着席の発声) ただいまから令和4年第5回寄居町農業委員会総会を開会いたします。 出席委員は全員ですので、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 これより議事に入ります。 事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。
事務局	令和4年第5回寄居町農業委員会総会、 日程第1、議事録署名委員の選任について。 日程第2、報告第3号、農地の改良に係る届出について。 日程第3、議案第29号、農地法第4条第1項に規定による許可申請について。 日程第4、議案第30号から議案第33号、農地法第5条第1項に規定による許可申請について。 日程第5、議案第34号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。 日程第6、議案第35号、農用地利用配分計画の案について。 以上です。
議長	それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。 寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。
議長	(委員から、「なし」の声) それでは、戸屋政春委員と小和瀬守委員にお願いいたします。
事務局	続きます、日程第2、報告第3号、農地の改良に係る届出について、報告いたします。 それでは、報告第3号について、事務局の説明を求めます。 議案書の1ページをご覧ください。 農地の改良につきましては、県の「農地改良等の取り扱いに関する要綱」によりまして、改良する面積が1,000㎡未満、工事期間が1か月以内等の要件に該当する軽微な事案の場合には、工事着手前に農業委員会へ届出することで、行うことができるものとなっております。 それでは、報告第3号につきまして、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	届出地については、周辺地との高低差があり、農作業が難しいため、羽生市から土を運び、全体的に平らになるように改良するものです。改良後は、ブロッコリー、大根を作付けする計画となっております。 報告は以上でございます。
議長	報告事項ですのでご了承願います。 続きます、日程第3、議案第29号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局	それでは議案第29号について、事務局の説明を求めます。 議案書の2ページをご覧ください。 農地法第4条第1項の規定による許可申請につきましては、所有者等の本人が、農地を農地以外の使用目的で転用するものです。 それでは、議案第29号につきまして、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	申請者は、家族4名と親とともに実家に居住しておりますが、子どもが大きくなったこと

	<p>もあり、相続により取得した自己所有地に、住宅を建てたいと考え、申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第4条第6項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法も求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題ないものと考えます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、地元の委員さんにご意見を伺います。</p>
坂本委員	<p>坂本委員。</p> <p>先月、現地を確認してまいりましたけども、問題ないものと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p>
	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
	<p>議案第29号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第29号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、日程第4、議案第30号から議案第33号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p>
	<p>議案第30号と議案第31号については、申請者、申請地ともに関連しておりますので、説明は一括にてお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
	<p>(委員の中から、「よし」の声)</p>
議長	<p>それでは、議案第30号、31号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の3ページをご覧ください。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。</p>
	<p>議案第30号、第31号について、ご説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>譲受人は、太陽光発電事業を行っている会社ですが、申請地の日照条件もよく、事業規模に適していると考え、申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。</p>
	<p>石附委員。</p>
石附委員	<p>先日、坂本推進委員と現地を見てまいりました。まず、30、31号議案とも同じ内容のようなんですけども、現地については、市街地と農地が入り組んだ、農地区分ですと2種で、これは問題ないものと思います。問題は、この場所が末野2区になるのですが、案内図のとおり、中間山地と言いますか、山が近いところでありまして、なだらかな傾斜地に点々と農地がありまして、生産性が高くないところです。譲渡人に、土地を譲り渡した理由を聞きましたら、</p>

	<p>生産性が低いこと、高齢化により後継者がいないこと、つまり担い手がないとのことで、悩んでおられたということです。</p> <p>それと、末野地区は区画整理がされていないため、管理機の入りも大変な場所です。申請地も管理機が入るのは難しく、手作業で管理していたとのことで、今回、太陽光の話が来たため、譲ることにしたと仰っておりました。以前から、この付近は、多くの太陽光発電の申請が出ておまして、工事が進んでおります。一般的には問題ないものと思いますが、太陽光発電設備の近隣に暮らす方からは、大きな装置の設置については、盛り土をするのか、雨が降ると、水が溜まってしまうなどの話もありました。それと、これは苦情ですけれども、こうした非生産地域は、特に高齢化により後継者がいない末野については、太陽光などが、増えつつあります。こうして無制限にきてもよいのかと心配がありました。これも農業委員会として考えていかなければならないと考えておりました。</p> <p>以上が、聞き込みと調査の結果でありまして、結論から申しますと、法的には問題ないと思いますが、我々がフォローしていかないとおりました。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>今、排水の話がありましたが、事務局側は現地確認をしておりましたか。</p>
事務局	<p>事務局。 今回の申請については、盛土工事は無いと伺っております。また、雨水は、敷地内浸透処理と明記されておりまして、万が一、被害が生じた際には、迅速に対応する旨を申請書に記載頂いております。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p>
議長	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
議長	<p>議案第 30 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 30 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。次に、議案第 31 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 31 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。次に議案第 32 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 32 号についてご説明申し上げます。</p>
事務局	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 譲受人は、町内の借家に居住しておりますが、将来のことを考え、自己用住宅の建築を検討していたところ、伯父から申請地を譲ってもらえることとなり、申請に至ったとのことです。</p>
議長	<p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地への営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、地元の委員さんにご意見を伺います。</p>
新井委員	<p>新井委員。 去る 5 月 22 日に現地確認をさせて頂きました。現地については、警察官舎の東に位置して</p>

	<p>おりまして、道を隔てて、角地にあり、2方が道路に面しておりまして、境界査定も済んでい るようでした。宅地に隣接しておりまして、集団農地に属していないので、特に問 題がないものと考えます。後日、申請者に伺いまして、事務局の説明にございましたが、譲 渡人の弟さんの息子さんが、譲受人とのことで、家を建てるということと伺ってまいりました。 以上です。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。 (委員の中から「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第32号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第32号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 次に議案第33号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第33号について、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>譲受人は、他市の賃貸アパートに居住しておりますが、手狭に感じ、自己用住宅建築を検 討していたところ、妻の実家に隣接する土地を借りることができたため申請に至ったとの ことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力 及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件 につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。 横田推進委員。</p>
横田推進委員	<p>わたくし、推進委員の横田と申します。近所なので、わたくしの方からご説明させて頂き ます。5月22日の午後2時から、金子委員さんと譲渡人に話を伺ってまいりました。今年の 2月に軽量鉄骨の蚕室が無くなっていたため、伺いましたところ、この場所に住宅を建てる とのことで、この件については、2月の段階で情報が入っておりました。内容としましては、譲 渡人の次女が、借家では手狭なので、家を建てるということでございます。申請地までの道 については、途中までは昭和54年に舗装されており、道路幅についても約5m、平成31年に 私が3役をやっていた際に、この申請地前まで、舗装がされております。火災等もあった際 も、消防自動車が入ることが出来る広さがありますし、申請地のすぐ西側については、 譲渡人の農地になっております。南側は、町道になっておりまして、境界杭も入っておりま す。私の記憶ではこの付近は、水害や土砂崩れ等のあった記憶はございません。寄居町の防 災マップでも、申請地は、指定になっておりませんので、宅地として使う分には問題ないも のと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見ございませんか。 (委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第33号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第33号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p>

<p>議長 事務局</p>	<p>続きまして、日程第 5、議案第 28 号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてですが、梅澤功委員が申請人となっておりますので、農業委員会等に関する法律、第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(梅澤委員退席)</p> <p>それでは、議案第 34 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 4 と 5 ページをご覧ください。</p> <p>町が定める農用地利用集積計画による利用権の設定、移転につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項により、農業委員会の決定が必要となるため、ご審議いただくものです。</p> <p>それでは、議案第 34 号につきまして、説明いたします。</p> <p>今回の計画は 11 件、40 筆、30,814 ㎡です。</p> <p>農地の内訳につきましては議案書 5 ページの右下のとおりです。</p> <p>このうち、新たに利用権設定を行うものは整理番号 9 から 11、12 から 15、16、21 から 25、26 から 35 の 5 件、その他は以前決定された計画の継続となるため再設定となります。</p> <p>今回の計画の決定基準ですが、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 34 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第 34 号は原案のとおり決定し町へ報告いたします。</p> <p>(梅澤委員復席)</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>続きまして、日程第 6、議案第 35 号、農用地利用配分計画の案についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第 35 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 6 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 35 号につきまして、説明いたします。</p> <p>農用地利用配分計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくものでございまして、同法の第 19 条によりまして、農地中間管理機構が、この農用地利用配分計画の案を作成するにあたり、町が協力する場合には、農業委員会の意見を聴くものとされています。</p> <p>農地中間管理事業につきましては、平成 26 年度から始まった事業で、埼玉県では埼玉県農林公社が該当となります農地中間管理機構が、農地の貸し付け希望者を募集して、農地を借り受けます。農地中間管理機構が借り受けた農地は、地域で農地の借り受けを希望する者を公募し、応募者の中から、適切な貸し付け相手方を選定したうえで、認定農業者等、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるように配慮して貸し付けを行うという事業でございまして。</p> <p>当町における農地中間管理事業の推進につきましては、赤浜地区、小園地区、用土地区、上郷南・中郷地区、牟礼地区、今市地区を重点地区として進めてきており、農地中間管理機</p>

構、県、町の3者で実施しております。

この農用地利用配分計画につきましては、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が借り受けた農地をどの借り受け希望者に貸し付けるのか定めたものですが、今回の配分計画は、すでに令和元年度から〇〇〇〇さんが借り受けていたものを解約し、その農地を〇〇〇〇さんが借り受けることになるものです。

議案書の7ページは審議用資料ということで、対象地区の図面となっており、地図の下のほうになりますが、赤枠と斜線で記されている農地が、今回の農用地利用配分計画の対象農地となっております。

今回の配分は、すでに借り受けされていたものを、別の人が引き継いで借り受けるという内容ですので、集積面積、集積率については、以前と変わりありません。

なお、ご承認をいただきました後に、町に意見を報告し、町はその意見を聴き、町から農地中間管理機構にこの配分計画の案を送付します。その後、農地中間管理機構内での決定を経て、県知事が認可、公告を行うという流れとなっております。

説明は、以上でございます。

議長 この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。  
(委員の中から「なし」の声)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第35号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第35号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。  
以上で全ての議案審議が終了しました。

委員さんから、何かありましたら、お願いいたします。

梅澤委員。

梅澤委員 報告事項の中で、埋め立ては、農業委員会を通してからは出来ないのでしょうか。農業委員会の報告もなしにやっているわけでよいのでしょうか。

議長 事務局。

事務局 農地改良につきましては、県の要綱によりまして、通常であれば、総会に議案として審議頂き、一時転用等の許可を受けたうえで、実行して頂く必要がございますが、1000㎡未満で、工期が30日以内等の規模が小さいものについては、届出でよいということになっております。事務局の方では確認させて頂いているのですが、内容が適切なものであれば受理をして、工事を行うことができるというもので、直近の総会で受理をしたことを報告するという事となっております。

また、地元の委員さんには、工事が始まる旨の連絡をさせて頂いております。

議長 梅澤委員。

梅澤委員 今回の届出地については、学校も近く、子どもたちの通学路であるため、ダンプ等での出入りで危ないように見受けられます。もう少し対策を講ずるよう町から言ってもらえますでしょうか。

議長 事務局。

事務局 その旨を、申請者へ伝えさせていただきます。

議長 他に何かございますか。

(委員の中から、「なし」の声)

議長  
事務局

事務局から何かありますか。

事務局から1点、ご連絡いたします。

今回の総会ですが、総会に先立ち、農業振興地域促進協議会が行われます。

6月27日、月曜日の午後1時30分から促進協議会、午後2時15分から総会をお願いいたします。

繰り返し申し上げます。

6月27日、月曜日、午後1時30分から促進協議会、午後2時15分から総会をお願いいたします。

以上、よろしくをお願いいたします。

議長  
事務局

それでは他に無いようですので、令和4年第5回総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

(起立、礼、着席の発声)



署名委員の決定について議長指名により

小和瀬 守 委員 戸屋 政春 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和4年5月25日

議長

室岡重雄

委員

小和瀬 守

委員

戸屋政春